

令和5年度和光市成人対象の集団健診業務委託公募型プロポーザルに関する質問への回答書

※質問事項は原文通り

No	質問事項	回答	資料
1	特定保健指導の初回面談分割実施（1回目は健診時、2回目は電話で行い、2回セットで行い完了となる）の際、2回目の電話時につながらなかった場合の支払いはどうなるのでしょうか。また、その割合を教えてください。	初回面談においては2回でセットになっているため、2回目の電話でつながらず完了できない場合の支払いはしていません。R3年度の分割実施不参加率割合は資料1をご確認ください。	資料1
2	結果説明会時の小グループ指導の時間と枠数を教えてください。また、その対象者の選定はどのように行われていて、どのような内容で実施されていたのか教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・結果説明会は9：30～11：30で開催しています。小グループ指導は1回10分程度で行い、来所者数や人の流れにより開催回数に変動しますが平均10回前後で行っています。結果説明会の業務に関しては、和光市HPにアップした国民健康保険集団健診（ドック）業務委託仕様書P5～P6、和光市集団健診業務委託仕様書P7～P8に記載されておりますのでご確認ください。 ・対象者は、健診日当日の測定内容（腹囲・BMI・血圧・服薬歴）等を使用し、候補者を選定します。分割実施の内容は、厚生労働省の示す「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」に基づき事業者様からのご提案を市と協議のうえ実施しております。同手引き内「2-7支援計画・初回面接」部分をご確認いただき、市の特性を踏まえた実施方法のご提案をいただければと考えます。 	
3	個別健診受診者の特定保健指導も集団健診業務委託事業者が行うのか教えてください。	個別健診受診者の特定保健指導については、別業者に委託して実施しているため、集団健診業務委託事業者は行いません。	
4	特定保健指導初回面談分割実施において、完了できない場合の支払いの担保に固定費の設定などはあるのか教えてください。	特定保健指導初回面談分割実施について、完了できない場合の支払いの担保に固定費の設定はしていません。	
5	結果相談会（初回面接2回目）に来所されなかった特定保健指導対象者への受診勧奨や初回面接2回目（電話など）は結果説明会後や結果郵送後も実施できるのでしょうか。	初回2回目に来所されなかった特定保健指導対象者への受診勧奨は、結果説明会後や結果郵送後も実施が可能です。	
6	昨年までの特定保健指導対象者人数と終了率を教えてください。	資料2をご確認ください。	資料2
7	昨年までの結果相談会の来所人数と健診実施人数を教えてください。	資料2をご確認ください。	資料2
8	これまでのヘルスアップ相談の件数と内容を教えてください。	資料2をご確認ください。	資料2